

法人実効税率の引下げに関する一考察

～財政健全化と経済活性化の両面を踏まえた施策の必要性～

財政金融委員会調査室 吉田 博光

1. はじめに¹

安倍晋三内閣総理大臣は、2014年1月22日に行われたダボス会議（世界経済フォーラム年次会議）の冒頭演説において、「法人にかかる税金の体系も、国際相場に照らして競争的なものにしなければなりません」と発言した²。また、同年6月24日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」では、「数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する」として、法人実効税率引下げの具体的な目標水準が示された。これらを受け、2015年度税制改正において法人実効税率の引下げが実施されており、2015年度には32.11%（標準税率ベースであり、改正前（34.62%）からの引下げ幅は▲2.51%ポイント）、2016年度には31.33%（同▲3.29%ポイント）へと引き下げられることとなった。さらに、経済産業省が2015年8月25日に公表した「平成28年度経済産業省税制改正要望について」では、「来年度に税率引下げ幅の更なる上乗せを図り、法人実効税率を20%台に引き下げることを目指す。その際、先行減税を確保し、経済の好循環を後押しする」としたところである³。

他方、法人実効税率を1%ポイント引き下げると5,000億円程度の税収減になるとされており、法人実効税率の引下げが財政に与える影響は大きい。また、麻生財務大臣は、対GDP比で見た法人税収はそれほど多くないとの認識も示している⁴。毎年巨額の財政赤字を続け、国及び地方の長期債務残高が2015年度末で1,035兆円になると見込まれる状況にある中、財政運営の観点を踏まえ

¹ 本稿は2015年10月23日までの情報に基づいて執筆している。

² 首相官邸ホームページ（2014年1月22日「世界経済フォーラム年次会議冒頭演説～新しい日本から、新しいビジョン～」）より。

³ 『日本経済新聞』（2015.10.11）では、政府は「2017年度に20%台へ引き下げる調整に入った」との報道がなされている。

⁴ 2015年3月31日の参議院財政金融委員会では、「GDPに占める法人税収でいきますと、日本は例えば3.2ですけれども、イギリス、アメリカは3.4、3.1とか、みんなそれぞれ数字が出ていますが、財務省が昨年の政府税調に提出した各種の資料でも、法人税の実質的な負担割合というものは、表面税率25.5%よりも低く、かつ業種によって税負担の偏りがあるという姿を示しております」と答弁している（第189回国会参議院財政金融委員会会議録第6号3ページ）。

れば安易に法人実効税率を引き下げることが避けたい状況にあると言える。

このように、経済面と財政面のどちらの観点で捉えるかによって、法人実効税率の引下げに対する考え方は両極に分かれているように見受けられる。つまり、経済成長を最優先に考えれば、法人実効税率を引き下げて企業の負担を軽減させるべきとの主張につながり、危機的な状況にある財政の健全化を重視するならば、一層の財政負担につながりかねない法人実効税率の引下げを否定的に捉えることとなる。

そこで本稿では、まず、法人所得課税の実態を様々な側面から確認し、さらに、法人実効税率引下げの効果とコストについての検証を試みたい。その上で、安倍政権下で既定路線となっている法人実効税率の引下げに関する課題を客観的に捉え直し、財政健全化と経済活性化の両面を踏まえた場合に導かれる施策の最適な組合せについて検討を加えることとしたい。

2. 法人所得課税の実態

2-1. 我が国の法人所得課税

我が国では、法人の所得に対して、国税として法人税（一般会計分⁵）、地方法人特別税（特別会計分）、地方法人税（特別会計分）が、地方税として法人住民税、法人事業税が、それぞれ課税されている。これらの税額は、簡略化して考えれば、所得に税率を掛けて算出されるものである。

このうち税率については、国税の法人税率が2015年で23.9%（基本税率）となっており、法人住民税等を含めた「国・地方合わせた法人税率（標準税率ベース）」（以下「法人実効税率」という。）は2015年度現在で32.11%である⁶。図表1により法人実効税率の推移を見ると、1984年度に52.92%まで上昇したものの、1987年度から段階的な引下げが実施されてきたことが分かる。

他方、法人所得の推移を見ると増加基調にあると言え、いわゆるバブル期におけるピークだった1988年度(42.1兆円)と比較しても2013年度(54.7兆円)

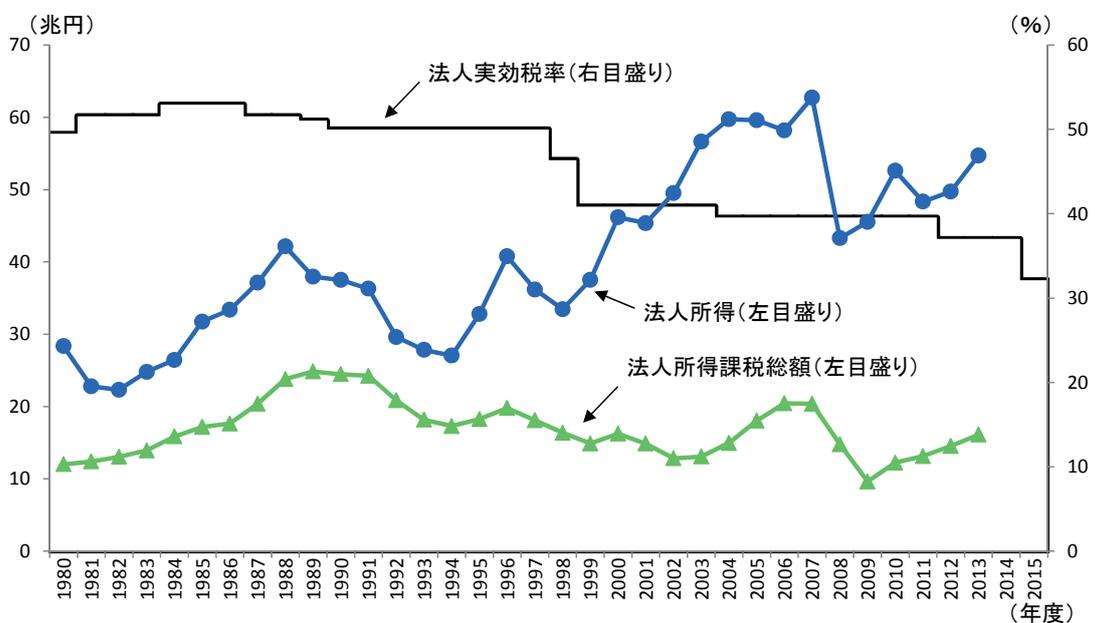
⁵ 一般会計に繰り入れられる法人税収のうち33.1%は、地方交付税交付金の財源に充てるため、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとされている。

⁶ 法人実効税率は、損金算入される法人事業税を調整した上で各税率を合算したものである。2015年度の32.11%は、①法人税（税率（23.9%）に法人事業税の損金算入を考慮して算出した実質的な税率約22.547%）、②法人道府県民税（①に税率（3.2%）を掛けて求めた実質的な税率約0.721%）、③法人市町村民税（①に税率（9.7%）を掛けて求めた実質的な税率約2.187%）、④地方法人税（①に税率（4.4%）を掛けて求めた実質的な税率約0.992%）、⑤法人事業税（税率（3.1%）に法人事業税の損金算入を考慮して算出した実質的な税率約2.924%）、⑥地方法人特別税（税率（3.1%）に法人事業税の損金算入を考慮した上で所得割額（93.5%）を掛けて算出した実質的な税率約2.734%）の合計（①～⑥の合計）として求められるものである。なお、本稿は標準税率ベースで記述する。

は高い水準にある⁷。我が国では、バブル経済崩壊後に経済が長期低迷したが、法人所得について見るならば、景気循環の影響を受けつつも、その水準は高まっているのである。

以上のように、法人所得は増加している一方、法人実効税率が引き下げられ、法人所得に係る国と地方を合わせた課税総額（以下「法人所得課税総額」という。）は、1989年度の24.9兆円から2013年度には16.1兆円へと切り下がってしまった。したがって、法人実効税率の引下げが税収に与えた影響は大きいと言えよう。そこで、このような点を含め、以下では掘り下げて実態を確認することとしたい。

図表1 法人実効税率と法人所得課税総額、法人所得の状況



(注1) 法人所得は、「非金融法人企業」及び「金融機関」について「第1次所得バランス（純）」の数値を合計したもの（法人所得課税総額の課税ベースと完全に一致するものではない）。

(注2) 法人所得課税総額は、「非金融法人企業」及び「金融機関」について「所得に課される税」の数値を合計したもの。

(注3) 法人所得及び法人所得課税総額は、1980年度から1993年度までは「2009年度国民経済計算」、1994年度以降は「2013年度国民経済計算」のデータによる。

(出所) 内閣府「国民経済計算」、総務省資料より作成

2-2. 法人税パラドックス

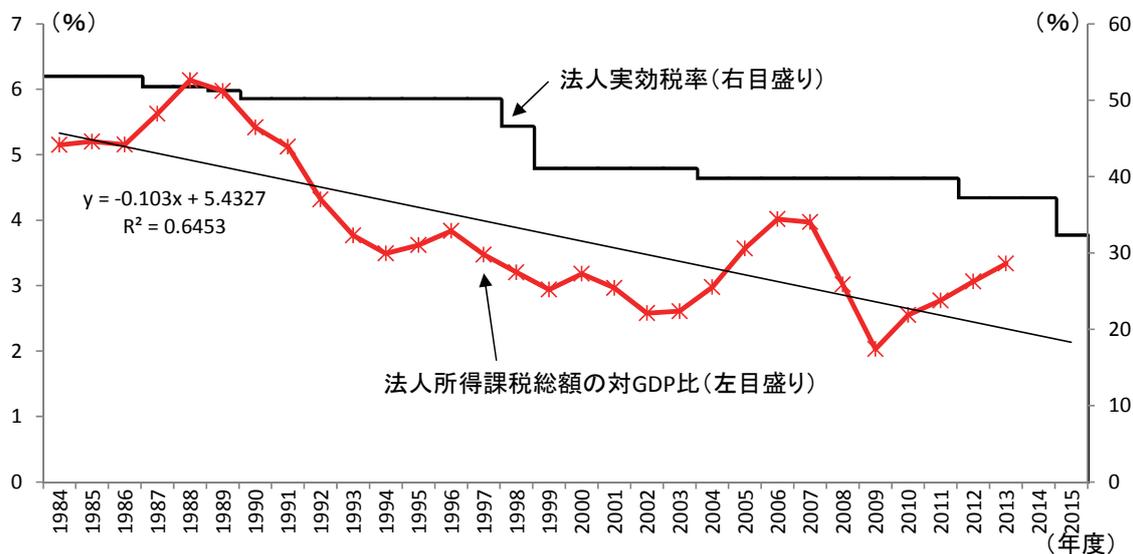
我が国では、法人実効税率が引き下げられる中、法人所得が増加しても法人所得課税総額は低迷してきたが、欧州では、1980年代以降の法人実効税率引下

⁷ 図示した法人所得は国民経済計算の概念による所得であり、課税標準となる税制上の所得と完全に一致するものではないことに注意が必要である。

げにもかかわらず対GDP比の法人税収が安定的に推移したという、いわゆる法人税パラドックスが確認されている⁸。そこで、我が国における法人税パラドックスの状況を確認することとし、これまで法人実効税率の引下げが実施されてきた間における法人所得課税総額（対GDP比）の推移を見てみたい。

図表2によると、法人所得課税総額は対GDP比に換算してもバブル経済崩壊後に低下傾向をたどっており、このような長期的な動きを見る限り、我が国において法人税パラドックスが成り立っているとは言い難い。この点について、『平成22年度年次経済財政報告』（2010年7月、内閣府）では、我が国は「90年代の経済危機の影響により（中略）パラドックスが成立しない国の一つ」になっているとの先行研究が紹介されている。他方、欧州の法人税パラドックスについては、「税率の引下げによる経済活性化に加え、課税ベースの拡大などが同時に実施されたことや、法人部門への所得シフトなど、様々な要因が総合的に寄与した結果である」とする先行研究が紹介されている⁹。この点を踏まえれば、我が国において法人税パラドックスを引き起こすためには、税率引下げによる経済活性化に加え、課税ベースの拡大といった財源確保策を十分に講じる必要があるであろう。

図表2 法人税パラドックスの検証



(注1) 法人実効税率及び法人所得課税総額は図表1と同一。

(注2) 名目GDP及び法人所得課税総額は、1980年度から1993年度までは「2009年度国民経済計算」、1994年度以降は「2013年度国民経済計算」のデータによる。

(出所) 内閣府「国民経済計算」、総務省資料より作成

⁸ 法人税パラドックスについては、大野太郎等（2011年）で詳しく紹介されている。

⁹ 内閣府『平成22年度年次経済財政報告』398ページ参照。

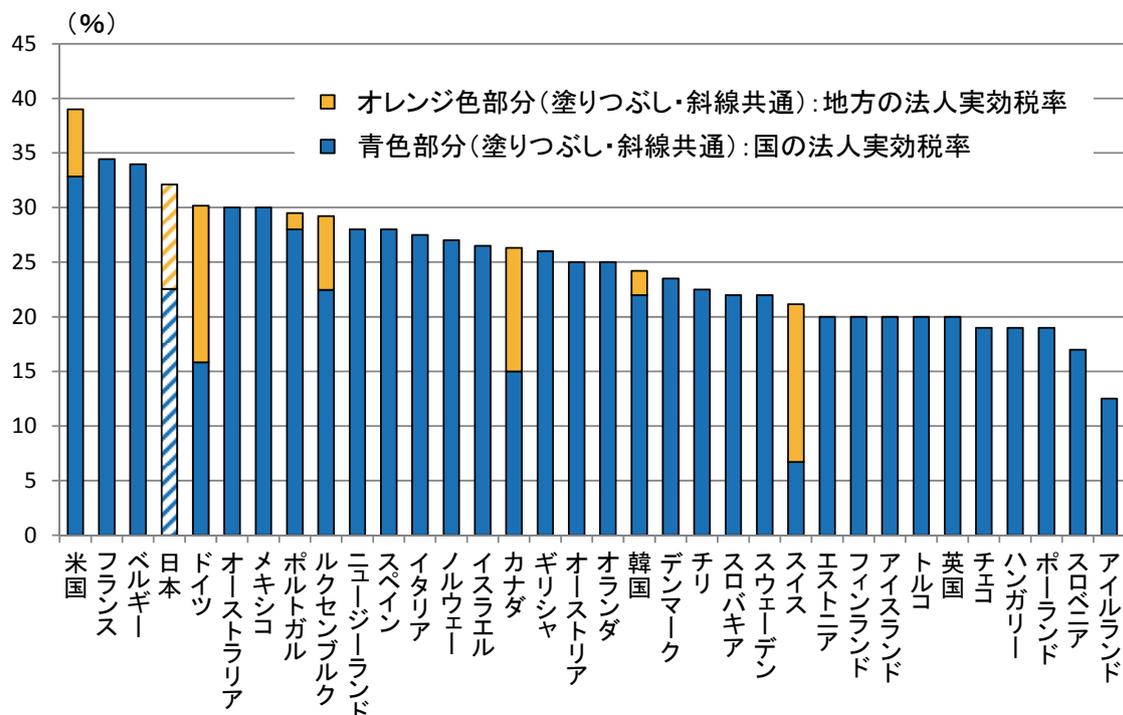
2-3. 法人実効税率の国際比較

これまで実施されてきた我が国法人実効税率の引下げは、企業の国際競争力確保や国内の投資拡大等を目的として実施されてきたものである。このような尺度で捉えるなら、法人実効税率の水準を国際比較して相対的に見る必要があるとなる。

図表3はOECD諸国の法人実効税率を比較したものである。これを見ると、我が国の法人実効税率は、米国、フランス、ベルギーに次ぐ4番目の高さであり、非常に高い水準にあると言える。また、法人実効税率が将来的に20%台まで引き下げられたとしても、20%台後半にとどまるようでは依然として高い水準であることが分かる。

他方、このような法人実効税率の水準を国と地方に分けて捉え直すと様相が一転する。国の法人実効税率については、OECD加盟34か国中で16番目の高さであり¹⁰、国税について見るならば、既に我が国は国際標準であると言える。

図表3 法人実効税率の国際比較（2015年）



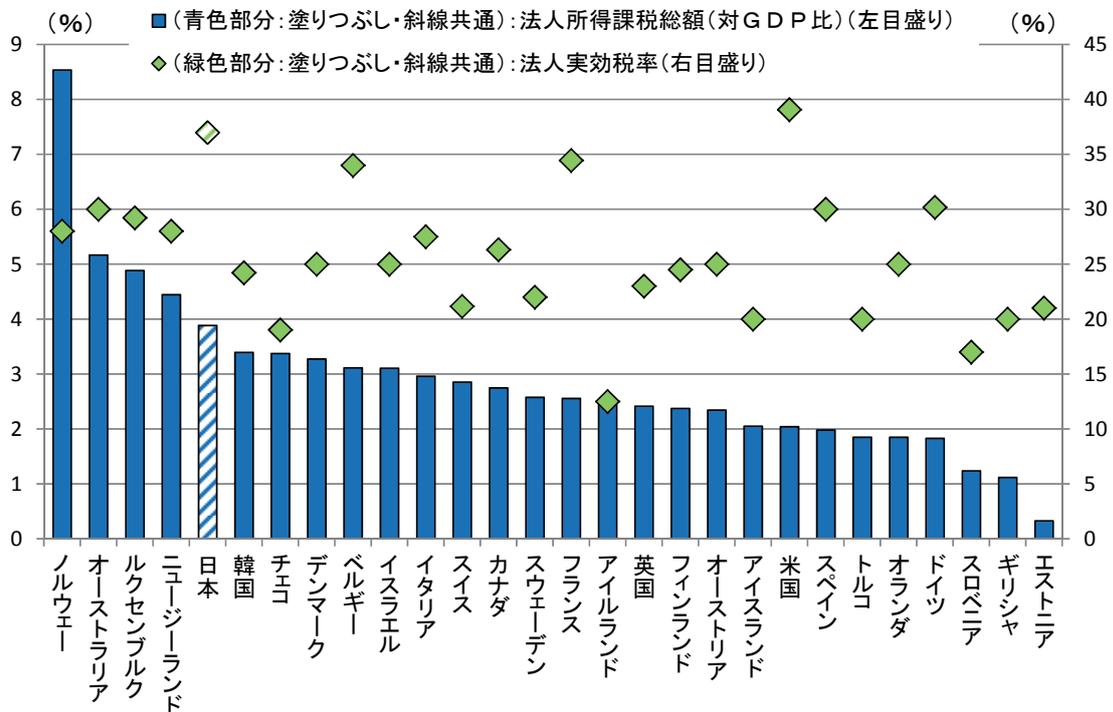
(出所) OECD “Tax Database” (OECD.Stat) より作成

¹⁰ この姿については図表14参照。

2-4. 税収の国際比較

我が国の法人実効税率が国際的に見て高い水準にあることは既に確認したとおりであるが、我が国では様々な租税特別措置によって減税がなされているところでもあり、法人実効税率を比較しただけでは企業の税負担を国際比較したことにはならない。そこで、実際に企業がどの程度の税を負担しているのかについて国際比較しておく必要がある。

図表4 法人所得課税総額（対GDP比）等の国際比較



(注1) データは基本的に法人所得課税総額（対GDP比）の直近実績値である2013年としているが、オーストラリア、ギリシャ及びオランダについては2013年の値が未公表のため2012年の値としている。

(注2) OECD加盟34か国のうち、データの取得が可能な28か国について図示している。

(出所) OECD “Tax Database”、“Revenue Statistics” (OECD.Stat) より作成

図表4の棒グラフは、OECDが公表している法人所得課税総額（対GDP比）である。これを見ると、我が国より法人実効税率が低い水準にあるノルウェーやオーストラリアなどで税負担が大きくなっている一方、法人実効税率が最も高い米国の税負担は小さくなっている¹¹。このように税収ベースで見ると税率ベースで比較したものと異なった結果となっており、必ずしも税率と

¹¹ 米国の法人所得税では累進税率の仕組みを採用している（伊藤（2013）より）。

税収がリンクしていないことが分かる。

ただし、企業の税負担という観点で捉えるなら、対GDP比で法人所得課税総額を比較することが適切な方法であるとは言い難く、法人の所得に対して法人所得課税総額がどの程度の割合を占めているのかという視点で国際比較を行うべきものであろう。そこで、以下では、複数のデータを加工することにより、この点を踏まえた国際比較を試みたい。

2-5. 実質的な法人税率

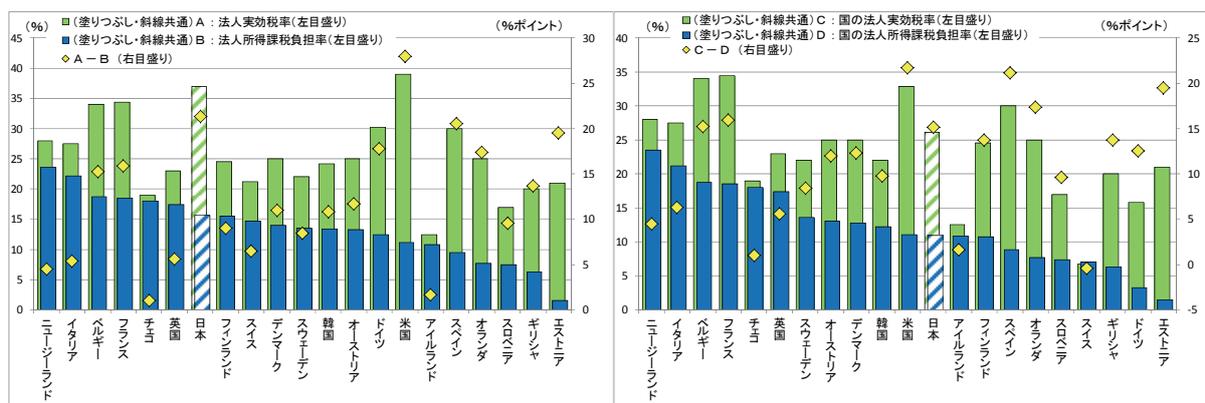
2-5-1. 単年度での国際比較

以下では、我が国の法人所得課税の実態に迫るべく、OECDが公表している国民経済計算統計と歳入統計を使い、法人所得に対する法人所得課税総額の割合（以下「法人所得課税負担率」という。）を各国について算出する¹²。

図表5 法人所得課税負担率の国際比較

① 国・地方ベース

② 国ベース



- (注1) OECD加盟34か国のうち、データの取得が可能な21か国について図示している。
- (注2) 各国のデータは基本的に2013年のものであるが、2013年の値が未公表である国のうち、ニュージーランドについては2011年、ギリシャ、オランダ及びスイスについては2012年の値を使用している。
- (注3) 法人所得は営業余剰と財産所得受取（純）の合計であり、非金融法人企業と金融機関を合算している。
- (出所) OECD “National Accounts”、“Revenue Statistics” (OECD.Stat) より作成

図表5①で国・地方ベースの法人所得課税負担率を見ると、我が国の水準は、図表3（法人実効税率ベース）や図表4（法人所得課税総額の対GDP比）で我が国より低位だったイタリア、英国などよりも低くなっている。法人実効税

¹² ここでの法人所得は課税標準と完全に一致するものではないことに注意が必要である。

率と法人所得課税負担率の差分を計算すると、我が国は法人所得課税負担率（15.7%）が法人実効税率（37.0%）を21.3%ポイントも下回っているのである。

さらに、図表5②で国のみの状況を見ると、我が国（11.0%）は比較可能な21か国中で12番目となり、韓国をも下回る水準となる。国のみに限定すれば、我が国は各国平均値（12.1%）をも下回っているのである。

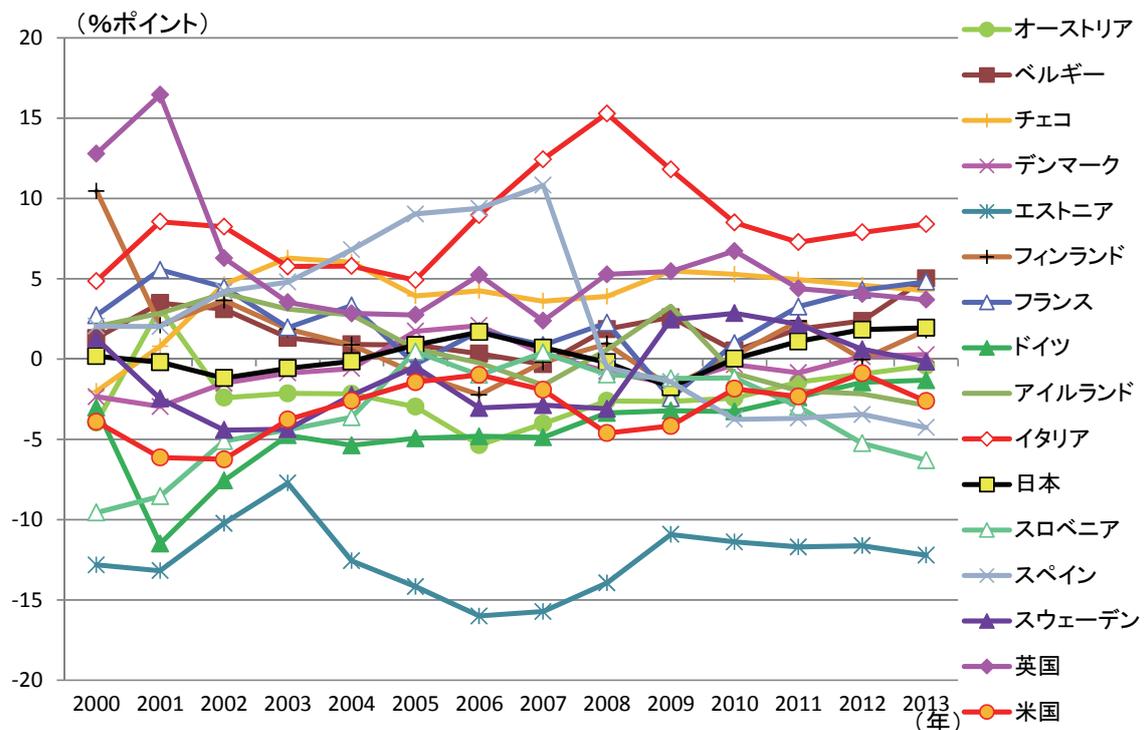
2-5-2. 2000年代を通じた国際比較

次に、法人所得課税負担率の推移を国際比較することにより、我が国の水準がどのような変化をたどっているのかを確認してみたい。具体的には、2000年代の法人所得課税負担率を算出可能な16か国について、各年における各国平均値からの乖離幅（法人所得課税負担率－平均値）を算出した。

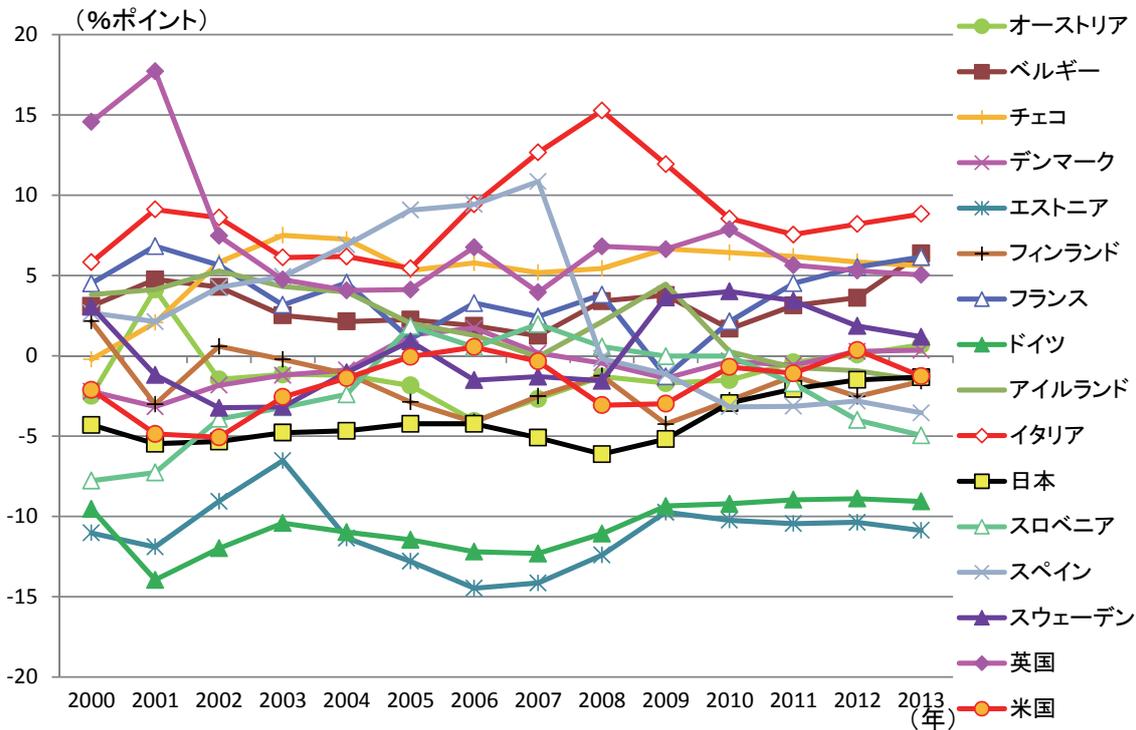
図表6①を見ると、我が国は平均値のプラス・マイナス2%ポイントの範囲内で推移しており、図示した16か国の中では期間を通じて平均的な負担率であることが分かる。また、図表6②によって国ベースの推移を見ると、多くの租税特別措置がある我が国は、マイナス6%ポイントからマイナス1%ポイント

図表6 法人所得課税負担率の各国平均値からの乖離幅（国際比較）

① 国・地方ベース



② 国ベース



(注1) OECD加盟34か国のうち、データの取得が可能な16か国について図示している。

(注2) 法人所得は営業余剰と財産所得受取(純)の合計であり、非金融法人企業と金融機関を合算している。

(出所) OECD “National Accounts”、“Revenue Statistics” (OECD.Stat) より作成

程度の範囲内で推移しており、期間を通じて各国平均値を下回っている¹³。

今後、法人実効税率の更なる引下げを行うに際しては、以上のような実質的な負担率(法人所得課税負担率)の状況を踏まえ、どの程度の負担水準を目指すべきなのかといった視点で検討することも必要なのではなかろうか。

3. 我が国財政に対する法人税収の貢献度

これまでは、企業の負担という観点から国際比較を交えて我が国の法人所得課税について概観してきたが、以下では、我が国財政を支える財源としての法人税収について、その特徴を探ってみたい。

3-1. 法人税収の規模

我が国財政において法人税は基幹税の一つとされていることから、まずは、

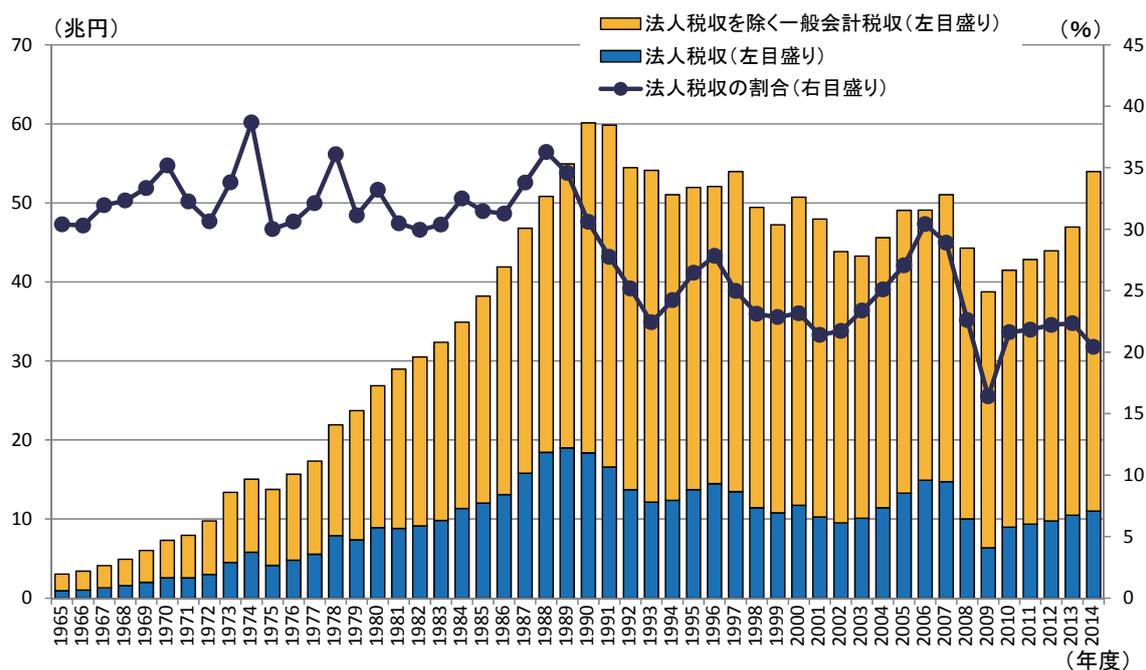
¹³ ただし、2010年以降、我が国の法人所得課税負担率は国・地方ベース、国ベース共に上昇を続けており、この上昇幅が各国平均値を上回っている点には注意が必要であろう。

法人税収の規模について、税収全体から見た位置付けを確認しておきたい。

図表7を見ると、法人税収はバブル経済さなかの1989年度にかけて増加傾向を続けていたことが分かる。また、法人税収が一般会計税収に占める割合（法人税収の割合）は、上下の変動はあるものの、1965年度の30.4%から1974年度には38.7%まで高まり、バブル期のピークである1988年度時点で36.3%であった。ところが、バブル経済が崩壊すると法人税収の低迷が続き、法人税収の割合も低下していった。2006年度には一時的に30%台を回復したものの、2014年度の法人税収は11.0兆円であり、法人税収の割合は20.4%となっている。

このような推移を見ても分かるように、法人税収の特徴として、経済情勢の影響を受けやすいという点を挙げることができる。特にバブル期とバブル経済崩壊後の各期間、リーマン・ショックの影響が大きい2008年度と2009年度には大きく変動している¹⁴。

図表7 法人税収等の推移



(注1) 値は全て決算ベースである。

(注2) 法人税収の割合は、一般会計租税及印紙収入に占める法人税収の割合。

(出所) 財務省「決算の説明」、財務省ホームページ資料より作成

¹⁴ 単に経済情勢の影響を受けるのみならず、経済情勢の悪化を背景とした減税が実施されれば法人税収の減少要因となる。

3-2. 財政における法人所得課税の役割

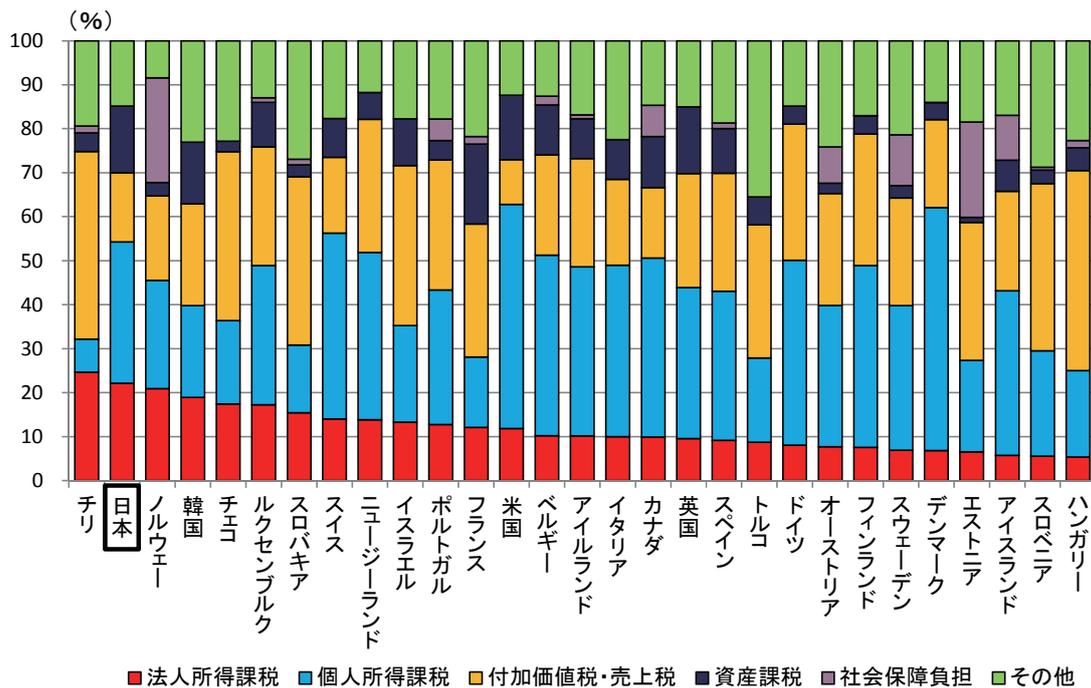
我が国法人税収の規模についてその特徴を確認したが、財政運営を支える財源として法人税収はどのような特徴を有しているのか、国際比較によって明らかにしてみたい。

3-2-1. 歳入面から見た役割

まずは、OECDが公表している歳入統計を基に、各国（国・地方）の法人所得課税、個人所得課税、付加価値税・売上税、資産課税等について、税収等の総額に占める割合を算出して国際比較する。

図表8を見ると、我が国は法人所得課税の割合が他国に比べて大きくなっている。図表4で示した対GDP比の法人所得課税総額では、我が国は図示した28か国のうち5番目であったが、ここでは、データの入手が可能な29か国中で2番目となっている。

図表8 税収等に占める各課税項目の割合（国際比較）



(注1) データは2013年の値であり、2013年のデータが未公表（一部データのみ未公表を含む）のオーストラリア、ギリシャ、メキシコ、オランダ、ポーランドを除くOECD29か国について図示している。

(注2) 各項目の区分はOECDの分類による。

(注3) 我が国の法人負担は、税と社会保険料（事業主負担）を合計すれば、対国民所得比で見た負担率はそれほど高くないとの見方もあるが、本図のデータは国・地方ベースであり、社会保障基金に計上される我が国の社会保障負担は含まれていない。

(出所) OECD “Revenue Statistics” (OECD.Stat) より作成

その要因として、我が国は米国と同様に付加価値税・売上税への依存割合が小さく、さらに、我が国の財政収支が大きな赤字となっていることにより、相対的に法人所得課税の割合が大きくなっていることが考えられる。単に付加価値税・売上税への依存割合が小さいのみならず、我が国のように財政赤字が大きければ（歳出に対して税収総額の規模が小さければ）、税収総額との比較で見た法人所得課税の割合は相対的に大きくなってしまふのである。

その裏返しとして、法人所得課税以外の税収で財政赤字の穴埋めを行うとすれば、金額ベースで見た法人所得課税に変化がなくても税収総額に占める法人所得課税の割合は小さくなる。この点を踏まえ、以下では、OECDが公表している複数のデータを使い、図表8とは異なった指標（歳出総額に対する法人所得課税の割合）を算出することにより、財政における法人所得課税の役割についてより実態に近い姿を描いてみたい。

3-2-2. 歳出面から見た法人所得課税への依存割合

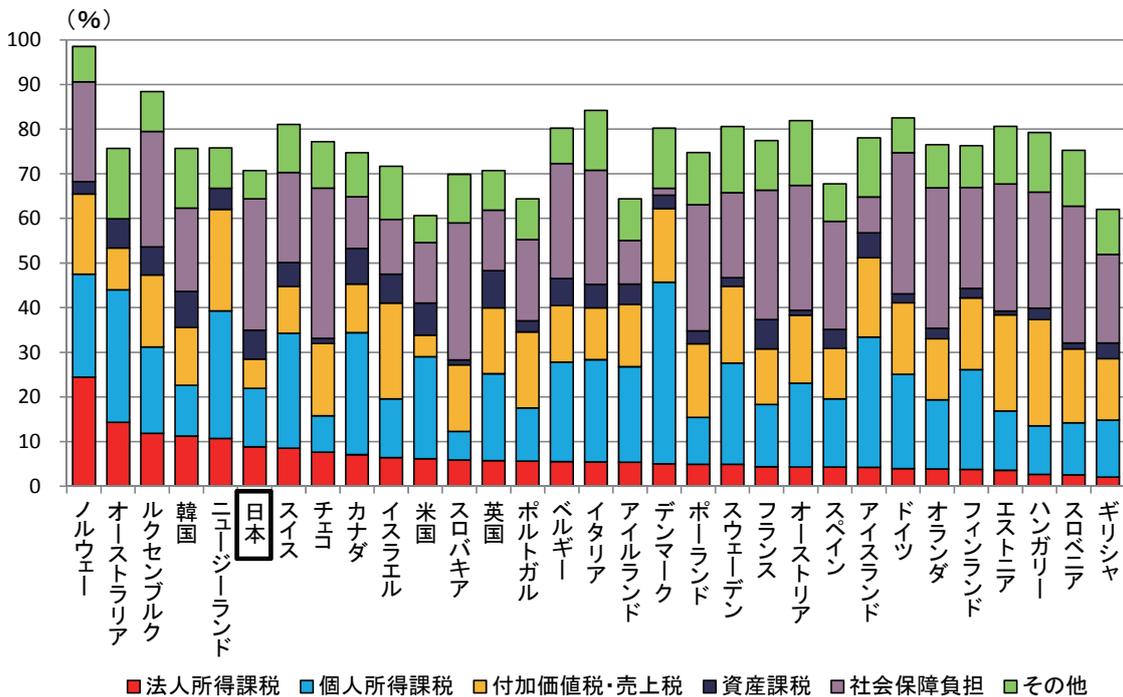
各国政府の歳出を賄う財源は、主として税収である（あるいは、そうあるべきである）。図表9は主な課税（歳入）項目について、それぞれ歳出の何パーセントを賄っているのかを表すグラフである¹⁵。

このうち法人所得課税に着目すると、日本は31か国中6番目である。このように歳出面から見ても依然として順位は高いものの、その水準を個別に見ていくと、ノルウェーの一国のみが20%を超える一方、2番目のオーストラリアは14.3%であり、ノルウェーを除く各国の間には顕著な差がないと言えよう。その中で我が国は8.8%となっており、最も割合の小さなギリシャ（2.1%）と比較しても、その差は6.8%ポイントしかない¹⁶。なお、これら31か国の平均値は6.6%であり、我が国は平均を少し上回る水準にとどまっている。法人実効税率の在り方を議論するに当たっては、歳出のうちどの程度の割合を法人所得課税でカバーすべきなのかという視点で議論することも重要なのではなかろうか。

¹⁵ 歳出を賄う財源は税収に限られるものではないほか、財政による経済安定化の機能も考慮すべきであるため、各項目の合計が必ずしも100%でなければならないものではない。

¹⁶ 四捨五入の関係で文中の計算結果が合わないが、小数点以下第4位まで表示すると $8.8199 - 2.0589 = 6.7610$ である。

図表9 歳出に占める各課税項目の割合（国際比較）



(注1) 日本の直近データが2012年のため、グラフのデータは2012年の値となっている。なお、データを取得できないチリ、メキシコ、トルコを除くOECD31か国について図示している。

(注2) 各項目の区分はOECDの分類による。

(注3) データの制約上、一般政府ベースの値となっており、図表8とはベースが異なっている。

(出所) OECD “Revenue Statistics”、“Economic Outlook No. 97 - June 2015” (OECD.Stat) より作成

4. 法人実効税率引下げの効果とコストの再検証

これまで、法人所得課税について、法人による負担の側面と財源調達手段としての側面の両面から概観してきた。その結果、我が国の法人所得課税は、単なる税率（法人実効税率）で比較するよりも実際の企業負担は少なく、法人所得課税負担率（図表5）で比較すれば、OECD諸国並みかそれ以下であることが分かった。また、法人所得課税が歳出の財源として果たしている役割についても、問題視するほどの高い水準ではないとも言えよう。他方、経済再生を最優先課題に掲げる安倍内閣にあっては、法人実効税率の更なる引下げに向けて税制改正の議論が進められると想定される。我が国財政が非常に厳しい状況にある中で企業の負担軽減を図るのであれば、その効果とコストについてしっかりと議論して結論を出すべきものであろう。そこで以下では、法人税の負担軽減を図る場合の効果とコストについて言及しておきたい。

4-1. 設備投資促進効果

法人実効税率の引下げによる効果としては、設備投資の促進を挙げることができる。ところが、この点については様々な波及経路が想定されるところであり、法人実効税率の引下げが設備投資の拡大につながることを説明する理論も一つではない。例えば、資本調達コストの低下を通じて設備投資が拡大するという新古典派の投資理論、キャッシュフローの拡大や産出水準等に設備投資促進効果の論拠を求める加速度キャッシュフロー理論などが考え出されている¹⁷。そして、法人実効税率の引下げによる具体的な設備投資促進効果についても多様な試算が公表されているところである¹⁸。

本稿では、2002年に内閣府が公表した推計方法に倣いつつ、年度データを活用して推計期間を直近まで延ばすことにより、法人実効税率を1%ポイント引き下げた場合の設備投資促進効果を試算した¹⁹。すると、法人実効税率を1%ポイント引き下げたとしても、設備投資促進効果は僅か0.19%程度しかないとの結果となった²⁰。これに対し、足元での設備投資促進効果を確認するために推計期間を1980年代から1990年代までの20年間として推計し直した場合には、法人実効税率を1%ポイント引き下げたときの設備投資促進効果は0.27%程度であった。直近までを含めた期間で推計を行った場合の設備投資促進効果は3割以上(0.2746→0.1854)低下していることから、足元での設備投資促進効果は非常に小さくなっていると言えよう²¹。

このような結果となった背景には、近年、企業の内部留保や配当金が著しく増加していることがあると考えられる。そこで、図表10を見ると、キャッシュフローの増加に対して設備投資がそれほど伸びない構図になっていることが分かる。このため、将来的に法人実効税率を引き下げたとしても、設備投資がそれほど促進されず、経済を活性化する原動力としての効果が余り発揮されない

¹⁷ 内閣府政策統括官(2002年)、貝塚(2003年)、加藤(2008年)を参照。

¹⁸ 内閣府政策統括官(2002年)では、岩田一政氏、竹中平蔵氏、田近栄治氏等による先行研究が紹介されている。

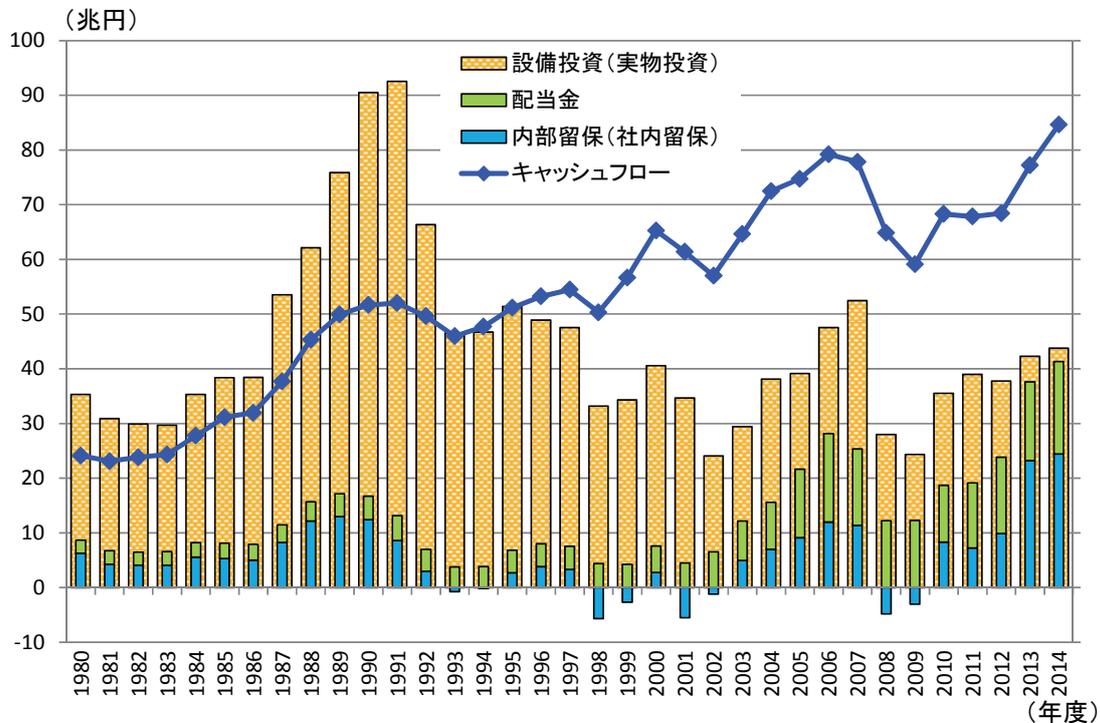
¹⁹ 本稿での試算に当たって参考にした内閣府の推計方法は内閣府政策統括官(2002年)15ページ等で公表されているものであり、1982年第1四半期から2001年第4四半期までのデータを使って推計したものである。当該推計では、1%ポイントの法人税率引下げにより、設備投資を0.42%から0.49%押し上げる効果があるとされているが、この中で記述されている「法人税率」が法人実効税率を指すのかについては明記されていない。なお、内閣府政策統括官(2002年)で紹介されている先行研究によると、税率1%ポイントの引下げによる投資促進効果は推計方法等の違いにより0.14%から0.95%の範囲内となっている(記載されている推計期間は基本的に1950年代から1990年代の間で設定されている)。

²⁰ 推計式等は文末補論①を参照。

²¹ 試算結果については幅を持って見る必要がある。

可能性があると考えられる。

図表 10 キャッシュフローと設備投資等の関係



(注1) キャッシュフローは経常利益－支払税額（法人税、住民税及び事業税）＋減価償却費で計算。
 (注2) データは、全規模、全産業（除く金融業・保険業）による。
 (出所) 財務省「法人企業統計調査」より作成

4-2. 賃金上昇・雇用拡大の効果

4-2-1. キャッシュフローの観点から

法人税率を引き下げれば、法人税を納めている企業のキャッシュフローが増加し、その結果として賃金の上昇や雇用の拡大が期待できるとされている²²。また、安倍内閣では、2014年度に実施された復興特別法人税²³の前倒し廃止に当たって企業に賃上げを求めるなど、2014年と2015年の両年にわたって、政権自らが企業サイドに対して賃上げを求めたところである。

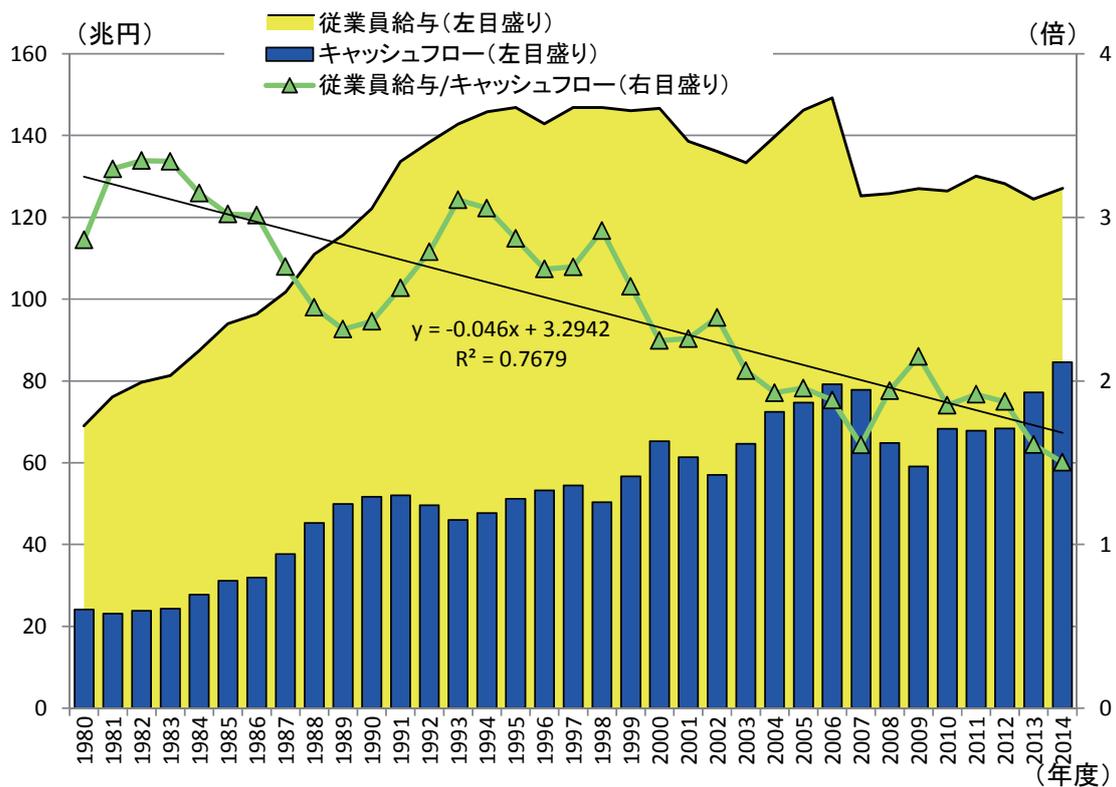
他方、図表 11 を見ると、近年では、キャッシュフローが増加する一方で従業員の給与は低迷していることが分かる。従業員給与がキャッシュフローの何倍の水準にあるのかを表す折れ線グラフは長期的に見て低下傾向となっており、

²² 加藤（2008年）を参照。

²³ 復興特別法人税は、法人税額に対する10%の付加税であり、2013年度の決算額は1兆2,043億円である。

今後法人実効税率が引き下げられて企業のキャッシュフローが増加するような状況になったとしても、これが賃上げにつながるのか確定的なことは言えないのではなかろうか。日本企業は税引き前の経常利益で経営成績を測ってきたという側面があることも踏まえ²⁴、法人実効税率の引下げによるキャッシュフローの増加が税引き前利益の減少要因となる従業員給与の引上げにつながるのかを注視していきたい。

図表 11 キャッシュフローと賃金の関係



(注1) キャッシュフローは経常利益－支払税額（法人税、住民税及び事業税）＋減価償却費で計算。
(注2) データは、全規模、全産業（除く金融保険業）。
(出所) 財務省「法人企業統計調査」より作成

4-2-2. 労働分配率・単位労働費用の観点から

次に、労働分配率²⁵の観点から、賃金上昇・雇用拡大の効果を確認しておきたい。図表 12 は、雇用者報酬を分子として算出した労働分配率の推移であるが、採用する分母によって異なった値となる。対国民所得比で見た労働分配率では、1980 年度から図表中のピークである 1998 年度にかけてバブル期の影響等を受

²⁴ 『日本経済新聞』（2015.9.29）より。

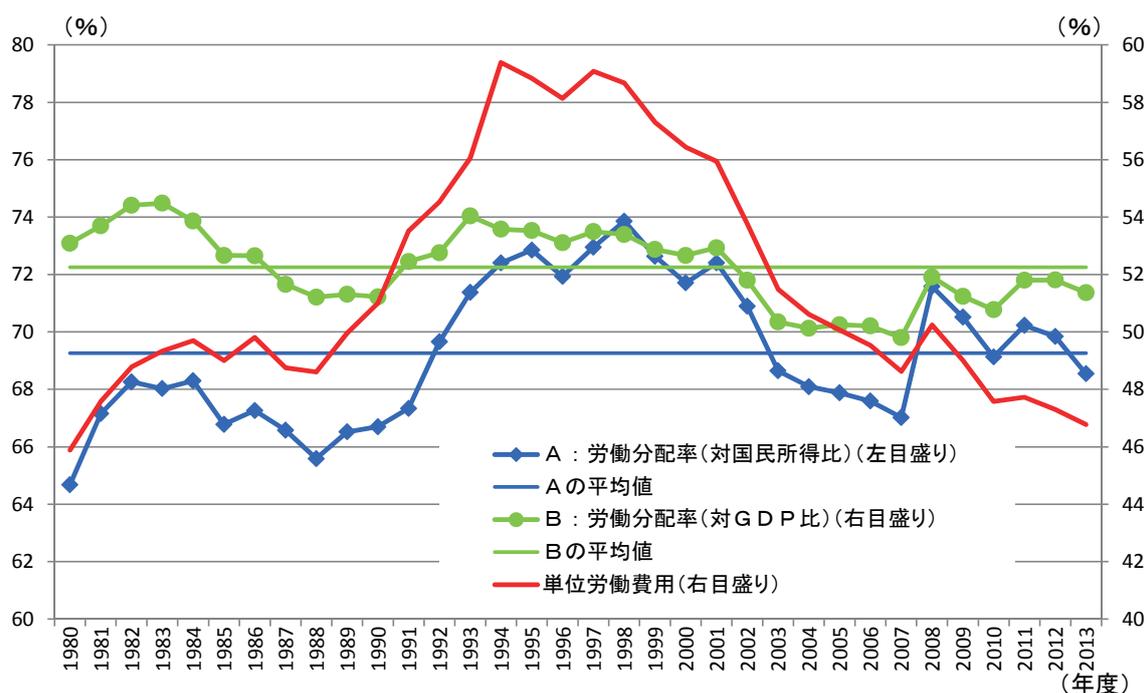
²⁵ 労働分配率とは、新たに生み出された付加価値のうち、どの程度が労働者の報酬として分配されたのかを表す指標である。

けつつ上昇傾向をたどり、その後低下傾向になり、リーマン・ショックの影響を受けた後、足元では平均値を0.7%ポイント下回る水準となっている。また、対GDP比で見た労働分配率は、ピークの1983年度からボトムの2007年度にかけて景気循環の影響を受けて上下しつつ緩やかに低下し、足元では平均値を0.9%ポイント下回る水準である。このように、どちらの値で見ても足元の労働分配率は長期的な平均値を若干下回る水準となっている。

また、単位労働費用（ユニット・レーバー・コスト：ULC）²⁶の推移を見ると、ピークだった1994年度から大きく低下しており、企業にとって、人件費の負担感はかなり和らいでいると言える。

以上のように、労働分配率やULCに着目すれば、企業は人件費を増加させるべきとも言える状況にあり、法人実効税率の引下げがマクロベースの賃金増加につながることも期待できる側面がある。

図表 12 労働分配率・単位労働費用の推移



(注1) 国民所得は要素費用表示の値による。

(注2) 単位労働費用は、雇用量報酬÷実質GDP×100で算出したものであり、通常、単位は付さない。

(注3) 1980年度から1993年度までは「2009年度国民経済計算(2000年基準・93SNA)」、1994年度以降は「2013年度国民経済計算(2005年基準・93SNA)」による。

(出所) 内閣府「国民経済計算」より作成

²⁶ 単位労働費用は、生産1単位当たりの人件費を表したものである。

このように、賃金上昇・雇用拡大の効果については、キャッシュフローに着目した場合と労働分配率・ULCに着目した場合で異なった見通しが想定される。ただし、ULCの低下などは非正規労働者の増加に裏打ちされた側面があり、人件費は企業にとって固定費であることを踏まえると、競争力確保の観点から労働生産性の上昇が求められる今日において、法人実効税率の引下げによってマクロベースの賃金を増加させることは容易でないと考えられる。

4-3. 法人実効税率引下げのコスト

企業の観点から見ると、法人実効税率の引下げは、税負担を軽減することで国際競争力を高めるという点に着目して議論がなされる。税負担の軽減によってそのような効果を得るためには、負担の増減を相殺したネット（純）ベースで税負担の軽減が図られる必要があり、政府の収入を減少させることと表裏一体の関係にあると言える。つまり、国際競争力の向上といった目的を達成するための税負担の軽減は、企業から政府に負担を転嫁することと同義である。このことから分かるように、企業の税負担軽減を目的とした法人実効税率の引下げコストは、紛れもなく政府部門に発生するのである²⁷。

法人実効税率の引下げによって具体的にどの程度の財政負担が生じるのかについては、経済環境等への影響などを踏まえて捉えるべきものであるため、精緻に試算することは困難である²⁸。他方、財政負担の推移を具体的に示すことは、法人実効税率の引下げに対する評価に当たって非常に有益である。そこで、ここでは簡易な手法により、過去の法人実効税率引下げによって発生した財政負担を試算してみたい。

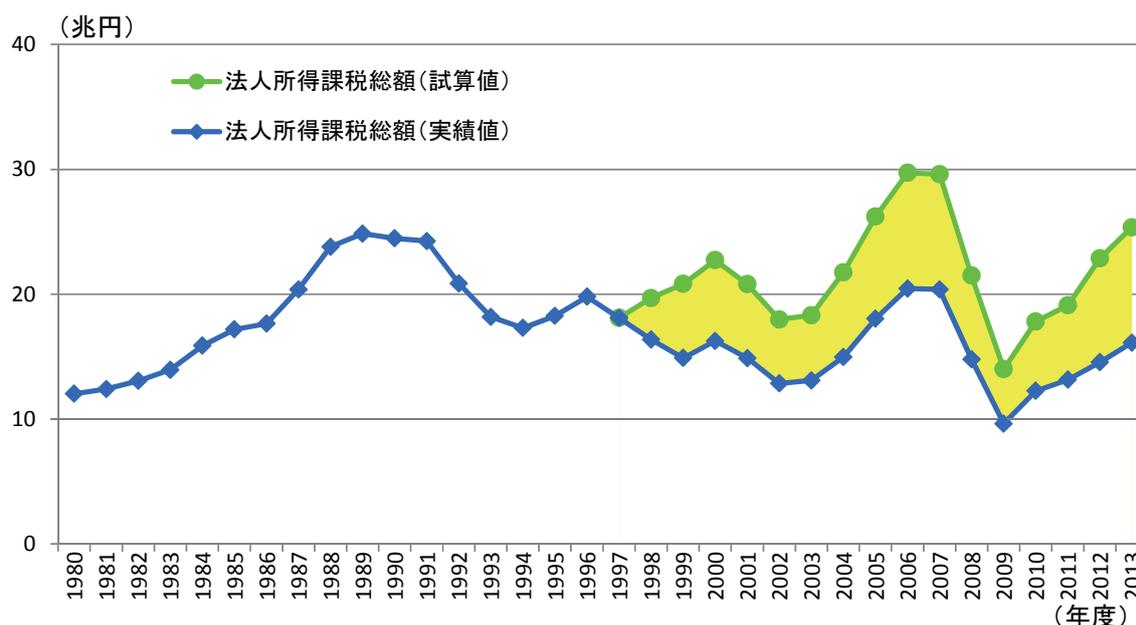
本稿の推計は回帰分析の手法に基づくものであり、説明変数の中に法人実効税率を組み込み、法人実効税率のみを操作することにより、法人実効税率を引き下げなかった場合の法人所得課税総額を推計することで試算する。具体的には、図表1で法人所得課税総額と法人所得の関係が比較的安定していた1993年度までの期間において、法人所得課税総額を被説明変数、「法人実効税率×法

²⁷ 法人実効税率を引き下げるための代替財源として、赤字企業にも税負担を求める外形標準課税（資本金1億円超の法人に対して、付加価値額と資本金等の額を課税標準として課税する法人事業税）の拡大が挙げられることもあるが、これは、黒字企業から赤字企業への負担の転嫁であり、赤字企業にとってマイナスの効果を発生させることから、経済面での負の影響を受けてしまうこととなる。また、個人所得課税などで代替財源を確保するのであれば、政府部門の負担とはならないが、企業部門と政府部門という二者の間では負担の付け替えになると言える。

²⁸ 財務省は、税制改正に伴う減税規模を明らかにしているが、これは税制改正時の状況を反映して税制改正の影響を計算したものであり、各年度の改正内容について1回限り公表しているにすぎない。

人所得」の値などを説明変数として回帰分析を行い、その回帰係数を使って理論値を計算することで、1998年度以降の法人実効税率引下げがなかった場合の法人所得課税総額（試算値）を推計した²⁹。図表13で試算結果を見ると、これまでに財政が負担した金額（図中の黄色部分）は非常に大きく、2013年度の単年度のみでも9.2兆円の規模となっている。また、1998年度以降の法人実効税率の引下げに伴う財政負担の累計額は105.7兆円にも上っている³⁰。

図表13 法人実効税率引下げに伴う財政負担



(注1) 試算値は文末補論②の推計式に基づいて算出しており、この回帰係数を当てはめて法人実効税率引下げの有無を想定した二つの理論値を計算し、その乖離率を使って実績値からの乖離幅を算出して試算値を求めている。

(注2) 法人所得は、「非金融法人企業」及び「金融機関」について「第1次所得バランス（純）」の数値を合計したものである（法人所得課税総額の課税ベースに一致するものではない）。

(注3) 法人所得課税総額は、「非金融法人企業」及び「金融機関」について「所得に課される税」の数値を合計したものである。

(注4) 法人所得及び法人所得課税総額は、1980年度から1993年度までは「2009年度国民経済計算」、1994年度以降は「2013年度国民経済計算」のデータによる。

(出所) 内閣府「国民経済計算」、総務省資料より作成

5. 財政健全化と法人所得課税見直しの方向性

法人実効税率の引下げ自体は経済活性化に資するものであるが、我が国財政の厳しい状況を踏まえると、法人実効税率の引下げに当たっては、経済と財政

²⁹ 推計式の回帰係数等は文末補論②を参照。

³⁰ 本稿での試算は簡易な方法によって行ったものであり、幅を持って見る必要がある。

を両にらみで検討し、あるべき姿を探るべきであろう。

5-1. 法人実効税率引下げの効果を最大化するために

本稿では、法人実効税率の引下げに伴う設備投資促進効果を例に挙げ、近年では法人実効税率引下げの効果が低下していることを確認した。2013年10月に公表³¹された帝国データバンクのアンケート調査（「法人課税の実効税率に対する企業の意識調査」）によると、企業の3社に2社が法人実効税率を引き下げべきと考えているものの、その使い道として最も可能性が高い項目は「内部留保」であり、その割合は22.8%に上っている。さらに、借入金の返済に充てるとした企業が14.5%あり、これらを合計すると、4割近くの企業については、法人実効税率を引き下げても経済活性化への寄与はあまり期待できない態度を示している。同調査では、「人的投資」³²と「資本投資」³³に充てるとした割合を合計すると49.5%になり、約半数の企業が積極的な投資に充てると考えているとしているが、その裏返しとして、約半数はそのような投資に充てようとは考えていないのである。

また、同調査で「法人税を納めている企業の少なさにより、法人税減税の効果を疑問視する意見もあった」と指摘しているように、法人税を納めていない約7割の企業³⁴にとって法人実効税率引下げの恩恵はなく、その意味でも法人実効税率引下げの効果は限定的になってしまうと考えられる。

以上のことを踏まえるなら、例えば、法人実効税率の引下げとセットにして、鳩山由紀夫元総理が在任中に検討項目に挙げたこともある大企業への「内部留保課税」³⁵のような制度を創設³⁶して、354兆円³⁷にも上る内部留保を活用することにより、我が国財政に配慮しつつ、企業の負担軽減が経済活性化に確実につながるような仕組みを設けることも一案ではないか。2015年10月16日に開催された「未来投資に向けた官民対話」の初会合では、「設備投資の拡大を求める

³¹ 調査期間は2013年9月17日～30日である。

³² 「社員に還元（給与や賞与の増額など）」と「人員の増強」の合計とされている。

³³ 「設備投資の増強」と「研究開発投資の拡大」の合計とされている。

³⁴ 国税庁の「会社標本調査」によると、2013年度の法人数は258万5,732社であり、このうち欠損法人が176万2,596社（68.2%）を占めている。

³⁵ 『日本経済新聞』（2010.2.18）より。

³⁶ 米国では、株主への配当が十分でなく、企業の所得が不必要に社内に留保された場合、株主数に関係なく留保利潤金課税が課される（伊藤（2013）より）。なお、我が国では、特定同族会社に対して留保金課税の仕組みが整備されている。

³⁷ 財務省の「法人企業統計調査」によると、2014年度の内部留保（利益剰余金）は、金融業・保険業を除くベースで354兆3,775億円、金融業・保険業を含むベースで403兆1,997億円となっている。

政府に対し、経済界は法人実効税率の引き下げや労働規制など岩盤改革が先決だと主張したとされている³⁸。日本経済を構成する一主体である法人部門として、政府部門の負担で実施される法人実効税率の引下げを求めるのであれば、責任を持ってその財源を有効活用し、日本経済の発展に資するように取り組んでもらえるような制度設計が必要であろう。

安倍総理は2014年1月22日のダボス会議において、「企業がためたキャッシュを設備投資、研究開発、賃金引上げへ振り向かせるため、異次元の税制措置を断行します」と発言し³⁹、法人実効税率の引下げに言及したところである。また、上記官民対話において安倍総理は、「企業収益は過去最高となりましたが、投資の伸びは十分ではありません。今こそ企業が、設備、技術、人材に対し、積極果敢に投資をしていくべき時であると思います。」と発言している⁴⁰。このような安倍総理の認識が示されているところでもあり、政府がどのような政策を実施して企業の設備投資を誘発するのか、今後の対応を注視したい。

他方、甘利明経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）は上記官民対話終了後の記者会見において、企業が設備投資に積極的な姿勢を示さないなら「さらに強い要請をしたい」と話したとされている⁴¹。法人実効税率の引下げについては、政府・与党が法案を策定して国会が議決すれば実施できるが、企業の設備投資は経営判断の一環として行われるものであり、「政府からやれと言われて実行するのもおかしい」⁴²といった批判の声が上がっている点には注意が必要であろう。

5-2. 所得の拡大から消費の拡大につなげることができるのか

法人実効税率の引下げが賃金の引上げや雇用の拡大につながれば、これに伴うマクロベースの所得拡大を通じて消費が拡大し、生産の増加につながるといった好循環が生まれる可能性がある。他方、法人実効税率の引下げをきっかけとして、個別企業にとってコストにほかならない人件費が増加するののかという点については、既述のとおり、注意して見ていく必要がある。

政府は、2015年度の税制改正において所得拡大促進税制⁴³を拡充するといっ

³⁸ 『日本経済新聞』（2015.10.17）より。

³⁹ 首相官邸ホームページ（2014年1月22日「世界経済フォーラム年次会議冒頭演説～新しい日本から、新しいビジョン～」）より。

⁴⁰ 首相官邸ホームページ（2015年10月16日「未来投資に向けた官民対話」）より。

⁴¹ 『日本経済新聞』（2015.10.17）より。

⁴² 『毎日新聞』（2015.10.14）より。

⁴³ 所得拡大促進税制とは、国内雇用者（正社員、アルバイト、パート等）に対する給与等支給

た取組を実施したところであるが、法人実効税率の引下げを所得の拡大につなげるためには、所得拡大促進税制の更なる拡充など、新たな施策を実施しなければ実現困難なのではなかろうか⁴⁴。ただし、何らかの政策誘導を試みるためには財源が必要であり、過去に実施した所得拡大促進税制を検証するといった対応が必要である点は付言しておきたい。

5-3. 法人実効税率を引き下げる際の代替財源

我が国財政は巨額の債務を抱えつつ、毎年多くの財政赤字を続ける状況にあり、代替財源を探ることなく法人実効税率を引き下げ、財政負担によって法人の負担軽減を実現することは難しい状況にある。他方、法人実効税率引下げの経済効果を発揮させるためには、企業部門での純粋な減税が必要であろう。このような点を踏まえた上で代替財源を探すに当たって、どのような選択肢が考えられるのか、以下で論じておきたい。

まず、法人実効税率の引下げに当たり、法人部門において負担の増減を中立に保つのか⁴⁵、それとも、ネットで法人部門の負担を軽減するのかといった枠組みからの検討が必要となる。図表5や図表6のように法人所得課税負担率で見ると、巨額の財政赤字を抱える我が国において、企業の負担は適正とも言える水準となっている。また、法人実効税率引下げの経済効果にそれほど大きな期待を寄せることはできない。これらの点を考慮するなら、企業の負担軽減のみを目的とした法人実効税率の引下げは極力避けるべきであり、租税特別措置の見直しや法人税法本体の見直し(減価償却費等の損金の縮小等)により、欧州での法人税パラドックスの要因ともなった課税ベースの拡大を実行することが代替財源確保策の有力な選択肢になろう。安倍総理は経済の活性化を重視しており、企業の負担を純減する施策を打ち出すことも想定されるが、その場合であっても財政に与える影響を過小評価すべきではなく、安易な自然増収に頼らずに恒久財源を確保することが必要であろう。

なお、経済成長を重視する立場では、法人税パラドックスに対して過度な期待が寄せられていると見受けられるが、法人税パラドックスの要因のうち「法

額(通常の賃金、賞与、残業代等)を基準年度(2012年度)と比べて一定割合以上増加させるなどの要件の下で、増加させた給与等支給額の10%(中小企業等は20%)の税額控除を認める制度である。

⁴⁴ 足元では、人手不足を要因とした人件費の増加が発生しているが、このような人件費の増加と安倍内閣が実施した法人実効税率の引下げに関連性があるとは言い難い。

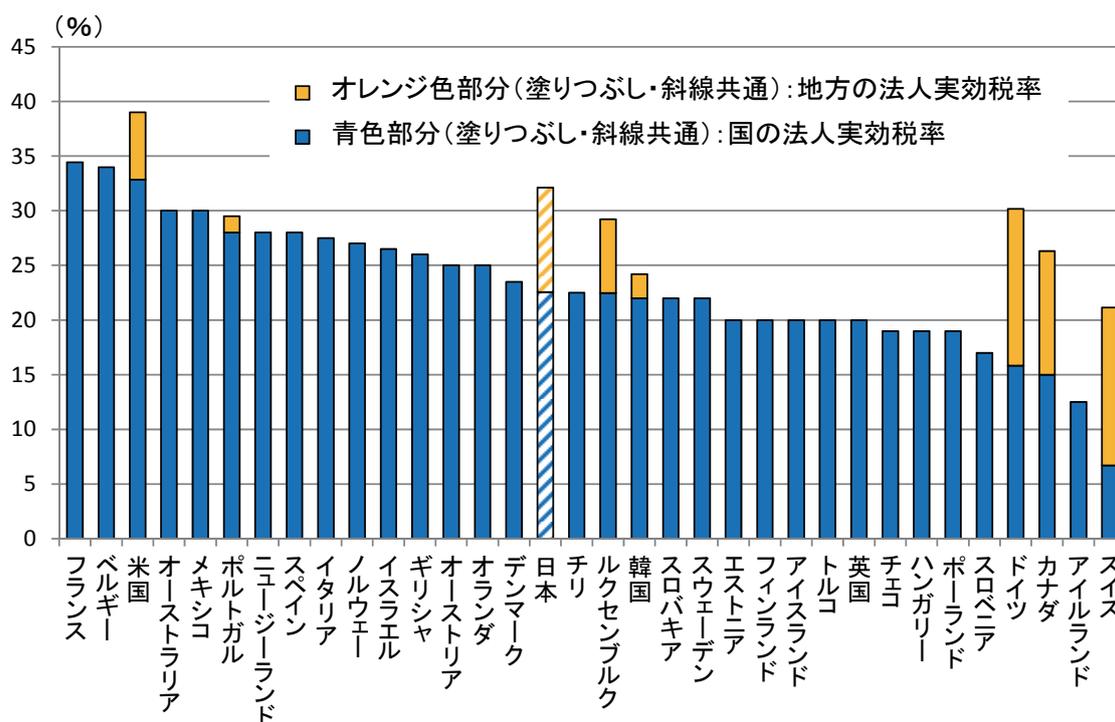
⁴⁵ 法人実効税率を引き下げた年度での税収中立のほか、減税を先行してその後に増税する多年度中立の考え方もある。

人成り」については、所得税収が減少して法人税収が増加するというものであり、このような法人税収の増加は財政状況の改善に貢献するものではない点に注意が必要である。

5-4. 国と地方の在り方

図表 14 は、図表 3 の国の並びを変更して、国の法人実効税率が高いほど左側に位置するようにしたものである。この図からも明らかなように、我が国全体としての法人実効税率の高さは地方の影響を大きく受けており、法人実効税率の引下げに当たっては、国と地方のどちらで引き下げるべきかという観点からも検討の必要がある。つまり、国のみのベースで見れば我が国の法人実効税率は既に OECD 諸国の平均的な水準とすることができるのであり、国際標準の姿を追求するという観点に立ち返れば、地方の法人実効税率を引き下げることによって法人実効税率全体の引下げを図ることも有力な選択肢になり得ると考えられる。

図表 14 国ベースで国際比較した場合の法人実効税率（2015 年）



(出所) OECD “Tax Database” (OECD.Stat) より作成

他方、地方の法人実効税率を引き下げると、その代替財源をどうするのかという問題も生じる。この点について、本稿では次のような制度設計を提案し

たい。

地方財政を考える場合、総体としての基礎的財政収支（P B）は非常に良好である一方、都市部と地方での格差が大きいという問題がある⁴⁶。この点について、特に法人課税で地域間格差が大きいとされていることから、まずは、地方法人二税（法人住民税及び法人事業税）の税額について都道府県間の格差を確認しておきたい。図表 15①を見ると、地方法人二税（住民1人当たり税額）は、地方消費税（同）よりも格差が大きいことが分かる。地方消費税（同）の最大値（東京：29,700円）は最小値（沖縄県：15,149円）の2.0倍であるのに対して、地方法人二税（同）の最大値（東京：104,257円）は最小値（奈良県：16,547円）の6.3倍となっている。次に、これらについて変動係数⁴⁷を算出してその推移を見ると（図表 15②）、地方法人二税はばらつきが大きいばかりでなく、ばらつき度合いそのものが年度によって変動していることが分かる。

これらの結果を踏まえると、地方法人二税を減税することによって法人実効税率を引き下げ、課税ベースの拡大や国の法人税率を引き上げることによって地方法人二税の税額の一部を国に付け替えるとともに⁴⁸、地方の代替財源として地方消費税を手厚くすれば、法人実効税率の引下げと地方間格差の是正の両面に寄与することになると考えられる。一例として、地方法人二税の半額⁴⁹を地方消費税に振り替えた場合に都道府県間の格差是正効果がどの程度になるのかという試算を行ってみた。すると、東京都を中心とする一部の都府県からその他の道府県に税収が移転することとなり、その増収効果は最大値の高知県で9,835円（住民1人当たり）に上り、高知県内の税収（県税＋市町村税）が5.1%

⁴⁶ 内閣府が2015年7月22日に公表した「中長期の経済財政に関する試算」によると、2015年度のP B（対GDP比）は、国の▲3.7%に対して地方は0.7%と見込まれている。また、『日本経済新聞』（2015.10.14）では、全国の市区町村のうち3分の1以上（598市区町村）が2014年度決算で実質無借金だったと報道されている。他方、夕張市（北海道）は財政再生団体、大鰐町（青森県）は財政健全化団体である。

⁴⁷ 変動係数は、分布のばらつき（偏在）を表す尺度である標準偏差を平均で除すことによって求められ、平均に対する相対的なばらつき度を表す指標となっている。平均で割っていることから大きさの異なる統計量の比較が可能となる。なお、変動係数の算出式は以下のとおり。

$$\text{変動係数} = \frac{\sqrt{\frac{\sum_{i=1}^n (x_i - \bar{x})^2}{n}}}{\bar{x}} \quad \bar{x} : \text{平均、} n : \text{サンプル数}$$

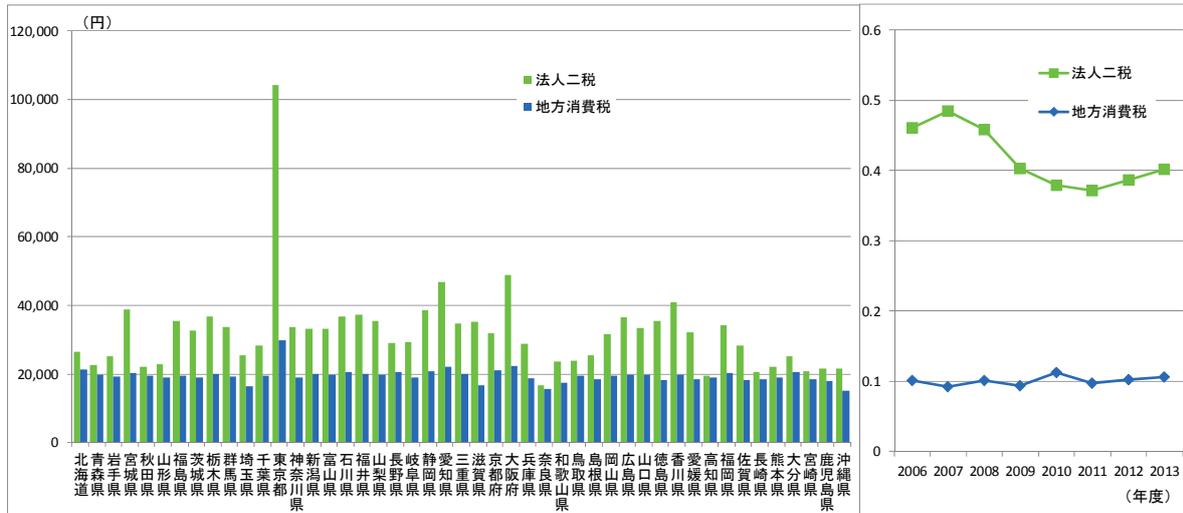
⁴⁸ 国の法人税率を引き上げれば法人実効税率の引き下げ幅は小さくなるが、この点も踏まえて地方の税率を引き下げれば、法人実効税率の引き下げ幅をコントロールすることは可能である。

⁴⁹ この場合の地方法人二税には、法人所得が課税標準でない法人住民税の均等割等が含まれていることから、税率ベースでは半減を下回る水準となる。

図表 15 地方法人二税と地方消費税の状況

① 2013 年度税額（住民 1 人当たり）

② 変動係数の推移



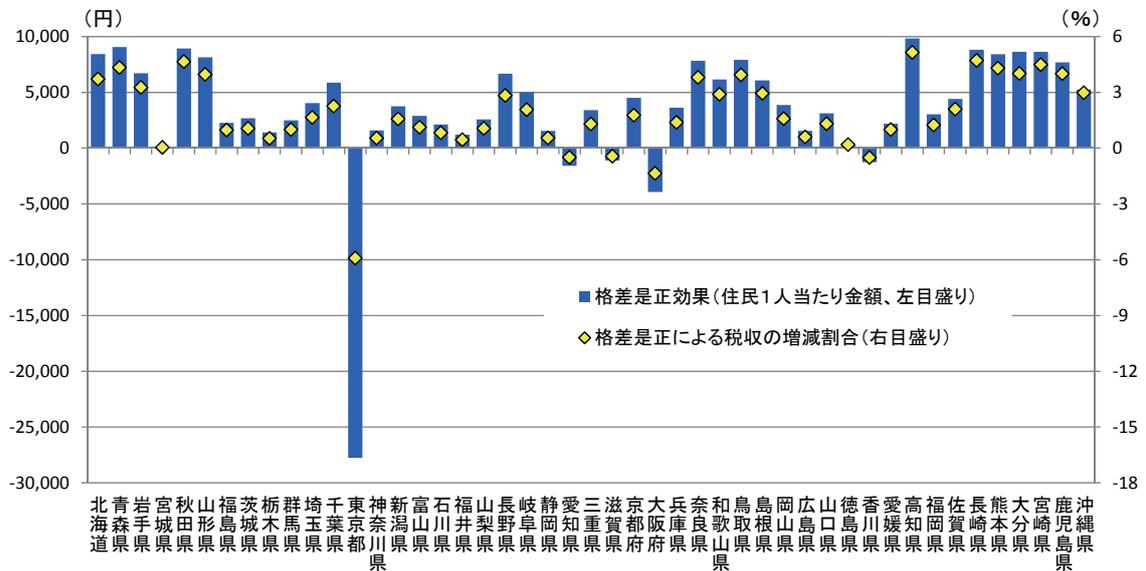
(注 1) 地方法人二税の税額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計から超過課税等を除いた額である。

(注 2) 変動係数は値が大きいほど数値のばらつきが大きいことを意味している。

(注 3) データの制約上、変動係数の算出は 2006 年度以降となっている。

(出所) 総務省「地方税に関する参考計数資料」より作成

図表 16 地方法人二税の半額を地方消費税に振り替えた場合の格差是正効果



(注 1) 格差是正効果は、各都道府県の地方法人二税を半減させ、その合計額を都道府県別地方消費税のシェアで按分した後、各都道府県について、地方消費税の増加額から地方法人二税の減少額を差し引いて算出している。このため、数値がプラスの道府県は、地方消費税の増加額が地方法人二税の減少額を上回っていることを意味している。

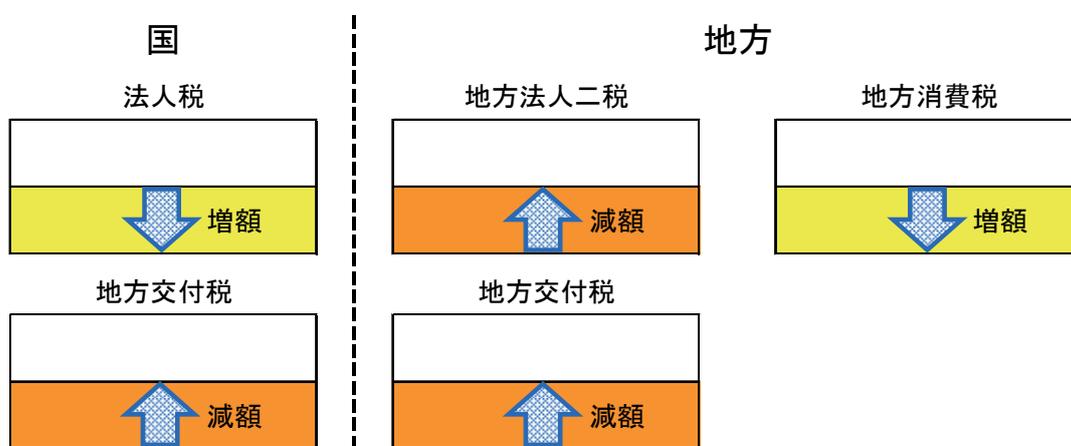
(注 2) 格差是正による税収の増減割合は、格差是正効果（都道府県別総額）が各都道府県の税収（都道府県税＋市町村税）の増減にどの程度寄与するかを表している。

(注 3) 数値は全て 2013 年度決算ベース。

(出所) 総務省「地方税に関する参考計数資料」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より作成

増加するという結果となった（図表 16）。これに伴い、地方交付税の機能（団体間における財源の不均衡を調整する機能）の一翼を担うことにもつながることから、国と地方の関係を見直す契機にもなり得る。以上のような制度設計の概念図を示すと図表 17 のとおりとなるが、このような一連の見直しが実現すれば、国税である法人税に対する交付税率（現行 33.1%）を引き下げて、国の財政状況を改善させる効果も発揮させることができるのではなかろうか。

図表 17 国・地方に係る制度設計の概念図



（注 1）図はイメージであり、各項目の面積が具体的な規模を表すものではない。
 （注 2）実際には、図で示した項目以外の見直しを含めた制度設計が必要となる可能性もある。
 （出所）筆者作成

6. おわりに

法人実効税率の引下げについては、経済の視点と財政の視点のどちらに着目するかによって理想の姿が異なってしまう傾向があると思われる。しかし、本稿で試みたように様々なデータを使って検証すれば、より広い視野で議論すべきものであるとの結論に行き着くのではなかろうか。財政健全化を優先する立場のみならず、経済を優先する立場であっても、財政健全化の必要性を否定するようなことはないであろう。両者の違いは、財政健全化のプロセスとして、経済再生に重きを置くのか、それとも、ダイレクトに財政健全化を実行するのかという点にすぎないと言っても過言ではなかろう。そうであるなら、今一度、客観的に法人実効税率の引下げについて捉え直し、我が国の将来について責任を持った道筋を導き出した上で、人口減少社会でも耐えうる経済・財政を実現するための取組が求められているのである。

紙幅の関係上、網羅的な検証を行うことはできなかったが、財政負担を伴わ

ない規制改革の実行など、本稿では言及しなかった面も含め、施策の総動員によって難局を乗り越えることが求められている。

補論 本稿での推計式について

本稿で試算を行うに当たり、設備投資促進効果については①に掲載している推計式を使い、法人実効税率引下げに伴う財政負担については②に掲載している推計式を使用した。

① 設備投資促進効果の推計

$$\text{設備投資} = \alpha + \beta \times \text{実質GDP} + \gamma \times \text{資本ストック (t-1)} + \delta \times \text{キャッシュフロー} + \varepsilon \times \text{自己階差 (t-1)}$$

$$\text{(回帰係数: } \alpha = -3.4802, \beta = 1.7993, \gamma = -0.7750, \delta = 0.2089, \varepsilon = 0.4336 \text{)}$$

$$\text{(t 値: } \alpha = -2.61, \beta = 6.60, \gamma = -9.79, \delta = 3.89, \varepsilon = 5.60 \text{)}$$

$$\text{キャッシュフロー} = \frac{\text{経常利益} \times (1 - \text{法人実効税率}) + \text{減価償却費}}{\text{GDPデフレーター}}$$

本稿では年度データを使用

説明変数、被説明変数は全て自然対数値

※1994年度以降の資本ストックは2005年基準93SNAによるデータであり、1993年度以前は2000年基準93SNAベースのデータを使って遡及している。

自由度修正済み決定係数：0.9847

ダービン・ワトソン比：1.4974

標準誤差：0.0287

推計期間：1981年度～2014年度

出所：総務省資料、日経 NEEDS-FinancialQUEST より各種データを入手

設備投資促進効果は、上記推計式に2014年度のデータを当てはめて設備投資額の理論値を求め、法人実効税率を1%ポイント引き下げたものとして計算した場合の理論値との乖離率として測定した。

② 法人実効税率引下げに伴う財政負担の推計

$$\text{法人所得課税総額} = \alpha + \beta \times (\text{法人実効税率} \times \text{法人所得}) + \gamma \times \text{法人所得増減率ダミー}$$

$$\text{(回帰係数: } \alpha = -1.6730, \beta = 1.1891, \gamma = -0.0067 \text{)}$$

$$\text{(t 値: } \alpha = -1.24, \beta = 8.50, \gamma = -2.83 \text{)}$$

説明変数、被説明変数のうちダミー変数を除いて自然対数値

※ダミー変数は、法人税の算定に際して繰越欠損金の存在等により所得の増減と税額の増減にタイムラグが発生し、符号が逆転すること

があるために盛り込んだものであることから、ダミー変数の回帰係数は負の値となる。

自由度修正済み決定係数：0.8541

ダービン・ワトソン比：0.8590

標準誤差：0.0935

推計期間：1981年度～1993年度

【参考文献】

伊藤公哉『アメリカ連邦税法（第5版）－所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで』中央経済社、2013年12月

井堀利宏『財政』岩波書店、1995年11月

江島一彦『図説 日本の税制（平成27年度版）』財経詳報社、2015年8月

大野太郎等「法人税における税収変動の要因分解～法人税パラドックスの考察を踏まえて～」『PRI Discussion Paper Series』No.11A-09、財務省財務総合政策研究所、2011年7月

貝塚啓明『財政学』東京大学出版会、2003年3月

影山武『平成27年版 図解 法人税』大蔵財務協会、2015年7月

加藤久和「法人税減税とマクロ経済への影響」『政経論叢』第76巻第5・6号、明治大学、2008年3月

加納悟・浅子和美『入門 経済のための統計学』日本評論社、1999年10月

須田徹『アメリカの税法－連邦税・州税のすべて』中央経済社、1996年7月

スティーブ・モリヤマ『拡大欧州の投資・税制ガイド』中央経済社、2008年10月

税理士法人トーマツ『欧州主要国の税法（第2版）』中央経済社、2008年7月

代田純「我が国の法人税と課税所得」『証券経済研究』第91号、日本証券経済研究所、2015年9月

帝国データバンク「法人課税の実効税率に対する企業の意識調査」2013年10月

内閣府『平成15年度 年次経済財政報告』2003年10月

内閣府『平成20年度 年次経済財政報告』2008年7月

内閣府『平成22年度 年次経済財政報告』2010年7月

内閣府政策統括官（経済財政－景気判断・政策分析担当）「我が国企業の法人所得税負担の実態について」『政策効果分析レポート』No.13、内閣府、2002年8月

中村洋一『SNA統計入門』日本経済新聞社、1999年2月

浜田浩児『93SNAの基礎』東洋経済新報社、2001年7月

(内線 75184)